



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク  
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 康 夫  
(コード番号： 7873 東証第一部・JASDAQ)  
問 い 合 せ 先： 常 務 執 行 役 員 吉 田 正 明  
TEL： 06 (6260) 1801

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 44 回定時株主総会に、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社取締役の報酬額は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 38 回定時株主総会において年額 400 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨をご承認いただいておりますところ、当社の取締役の中長期的な業績向上及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めるため、上記金額のうち、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬等として年額 40 百万円以内の範囲内で、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案における株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の割当を受けた取締役に対して、払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、連結での全社業績、当社取締役の担当事業本部の業績達成度及び重点活動計画の達成度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものと考えております。

なお、現在の社外取締役を除く取締役の員数は 5 名であります。取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役は 6 名となります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の総数

5 千個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の払込価額

新株予約権の1個当たりの払込価額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合、合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式500千株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記(1)新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から1年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

取締役を兼務しない執行役員に対しても、株式報酬型ストックオプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

以 上